

もりよしさんろくこうげん
< 森吉山麓高原自然再生全体構想の概要 >

1. 自然再生の対象となる区域

秋田県北秋田市森吉山麓高原 1 - 1
(面積 487.7ha)
(森吉山頂の東部にあたり、ノロ川
左岸と東又沢に挟まれた区域)

2. 自然再生の目標

短期的な目標 (今後 30 年間の取組…
造成期)

森林の連続性に配慮しつつ、無立木
地を出来るだけ少なくすることを当面
の目標とする。

中期的な目標 (50 年後の森林の姿…
人の手から自然力へ)

植栽した木がようやく二次林的な様
相を見せるようになり、初期に植栽し
た樹木は種子を作る母樹となる。その
母樹の周辺で更新が始まり、当初植栽
できなかった箇所でも更新が始まる。

この頃になると草地の時と異なり森林が再生されはじめ景観が変化するとともに、生物多
様性に富んだ森林が育成され、動物相も豊かになる。また、それらの動物が新しい母樹か
ら生産される種子の運搬役となり、さらに母樹林の波及効果が拡大する。

長期的な目標 (100年後、そしてそれ以後の望ましい森林の姿…自然に近いブナ林の再現)

植栽地には面的な広がりを持つ豊かな森林空間が再生され、鳥獣保護区や国有
林「緑の回廊」等の周りの森林と連続性が確保される。壮齢林となることにより、クマゲ
ラの摂餌や営巣に適した木々が多くなり、クマゲラの棲める森林が再生される。より時間
を経ることにより枯損木や倒木の出現が多くなり、よりクマゲラの生息に適した森林とな
っていくと共にギャップ更新などによる天然更新が進行していく。

3. 森吉山麓高原自然再生協議会構成員

専門家 4、市民団体 2、公募委員 10、地方公共団体 2、関係行政機関 3
計 21 構成員 平成 19 年 1 月現在

4. その他自然再生の推進に必要な事項

森林の再生方法について

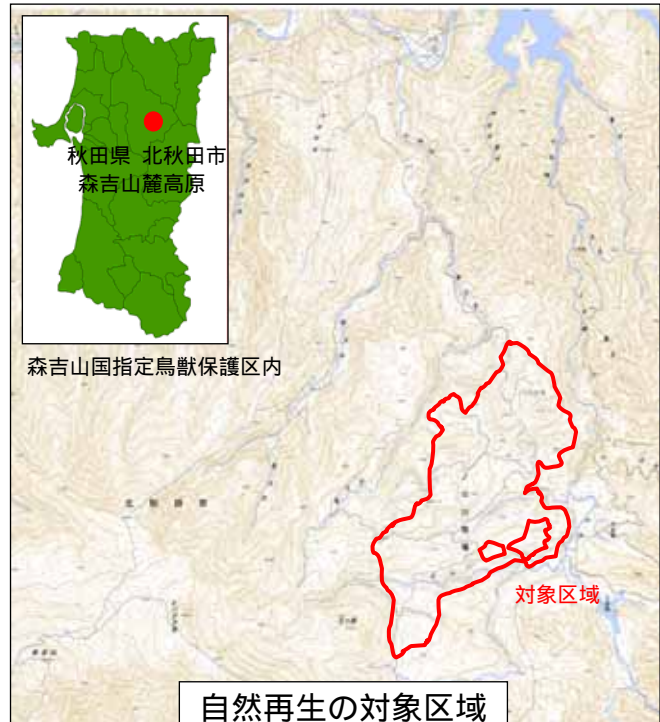
・植栽する種子や苗の採取は事業対象地内から行うことが望ましいが、得難い場合は森吉
山地内とし、また植栽する樹種は周囲の森林と連続性を保つ観点から決定する。

また、天然の種子からの発芽を誘導し、天然下種更新も期待していく。

・植栽箇所と周囲の天然林との連続性を保つ上で橋渡しとなる二次林の間伐等の保育を
必要に応じ行う。

植栽箇所について、クマゲラの生息中心域に近い牧場部分を優先的に植栽する箇所とする。

自然観察・自然環境学習を取り込んだ事業実施とする。



もりよしさんらくこうげん
< 森吉山麓高原自然再生事業実施計画の概要 >

1. 実施者及び協議会の名称

秋田県（農林水産部水と緑推進課及び生活環境
文化部自然保護課）、森吉山麓高原自然再生協議会

2. 自然再生事業の対象となる区域及びその内容

(1) 自然再生事業の対象となる区域

秋田県北秋田市森吉山麓高原 1 - 1 (面積 487.7ha)

(2) 自然再生事業の内容

植栽を実施することとし、その配置について列状や島状の植栽地を設け、将来ブナなどの植栽木が成長して母樹となり、その母樹からの下種更新により樹林の連続性が確保され、コリドー（回廊）の役割を果たすことを期待する。なお、自然再生に用いる苗や種子の採取は、地域遺伝子資源保全の観点から事業地内から行う。また、島の形状と配置間隔については、一辺30m程度の方形、50m程度の間隔を基準とするが、配置箇所の地形に応じて柔軟な形状と間隔を採ることとする。

さらに、鳥や風によって運ばれる種子による更新が期待されることから、島や天然下種更新地に土壌改良材等を散布して耕耘し、種子の発芽と生長に必要な土壌の軟度と土量が確保されるように配慮する。

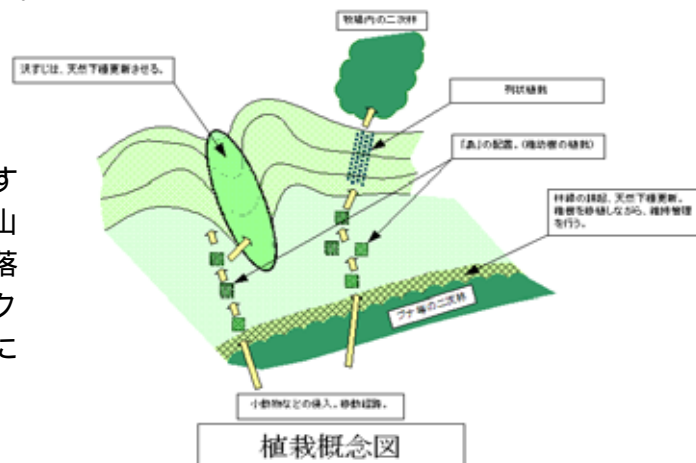


対象区域及び事業内容の位置図

3. 自然環境の保全上の意義及び効果等

(1) 事業対象区域の周辺地域の自然環境との関係

事業対象区域の周辺は、ダム湖や滝をはじめとする大小の瀑布、^{おうはつ} 罅穴が連なる渓谷が発達し、森吉山麓一帯はブナ林で林床はチシマザサが優占する群落となっている。また、事業対象区域を含む一帯はクマガラの繁殖確認地となっており、特に当該区域に隣接する南東部は繁殖中核地となっている。



(2) 自然環境の保全上の意義及び効果

草地造成により失われたブナを主体とする広葉樹林を再生するという取組により周辺の森林生態系保護地域や「緑の回廊」と連続する広大な森林が形成されることで、豊かな自然環境の指標ともいえる稀少なクマガラやそのほかの動物の生息と安定した繁殖に繋げることが期待される。

4. その他自然再生事業の実施に関し必要な事項

(1) モニタリングによる検証

植栽や天然下種更新補助作業の成果を評価し、それを基に実施方法の改善と併せた実施計画の見直しに反映していく。

(2) 順応的管理手法の適用

植栽や天然下種更新補助作業を行っている箇所での活着率・生長量・獣害の有無・発生稚樹の状況などを調査し、また植栽木の枯死が認められた場合は、その原因を特定するよう努める。

＜八幡^{やわた}湿原自然再生全体構想の概要＞

1．自然再生の対象となる区域

広島県^{やまがた} 山県郡 北広島町 東八幡原の県有地 約 17.56ha

2．自然再生の目標

現在残されている最も古い文献資料をもとに、牧場造成前の昭和30年代前半頃の湿原生態系の再生を目指す。

現在も湿地が残っている場所及び以前湿地が見られた場所はマアザミ群落やヌマガヤ群落に誘導する。地表水の多い場所はヨシ群落等に誘導する。

対象区域北部や水路沿いなどの湿潤な場所は、ハンノキ群落に誘導する。特に対象区域北部ではまとまったハンノキ・マアザミ群落を再生する。

対象区域内の湿地と連続する乾燥地は、ススキ草地を維持する。

対象区域内の臥竜山^{がりゅうさん}の森林と連続する森林は、当面ミズナラ林へ誘導する。

3．八幡湿原自然再生協議会構成員

専門家 3、地元住民代表 2、公募委員 25

（個人 15、団体・法人 10）

関係行政機関 1、地方公共団体 5

計 36 構成員 平成 19 年 1 月現在

4．その他自然再生の推進に必要な事項

自然再生手法の実施における基本的な理念を次の通りとする。

主に水文環境の整備及び現存植生の整理を通して、湿地の植生への遷移をはかる。

動植物の再生を行う際には、原則的に人為的な持ち込みは行わない。環境を整備することにより遷移を促して再生を行う。

再生の状況は、調査や観察会などを行い適宜チェックし、自然再生手法に反映させる。内容は広く公開するものとする。

現存する湿原は可能な限り保全する。

外来種は出来る限り除去する。

地元住民、利用者と合意を図りつつ実施する。



自然再生の対象区域

＜八幡^{やわた}湿原自然再生事業実施計画の概要＞

1．実施者及び協議会の名称

広島県、八幡^{やわた}湿原自然再生協議会

2．自然再生事業の対象となる区域及びその内容

(1) 自然再生事業の対象となる区域

広島県 山^{やまがた}県郡 北広島町 東八幡原の
県有地 約17.56ha

(2) 自然再生事業の内容

コンクリート三面張り水路の撤去
コンクリート三面張り水路を撤去する。河床を埋め戻し、地下水の流出を抑制することにより、対象区域内の地下水位を上昇させる。

自然形態の河川の整備

水路整備以前の流路を参考に適宜蛇行させ、多様な水環境を創出する。洪水等により崩壊する恐れがある箇所は護岸や河床を設置する。

河川の堰上げ

取水及び防災対策を目的として、堰を数ヶ所に設置し、水位を上げ冠水部分を作り出すとともに、河床勾配を緩和する。

導水路の整備

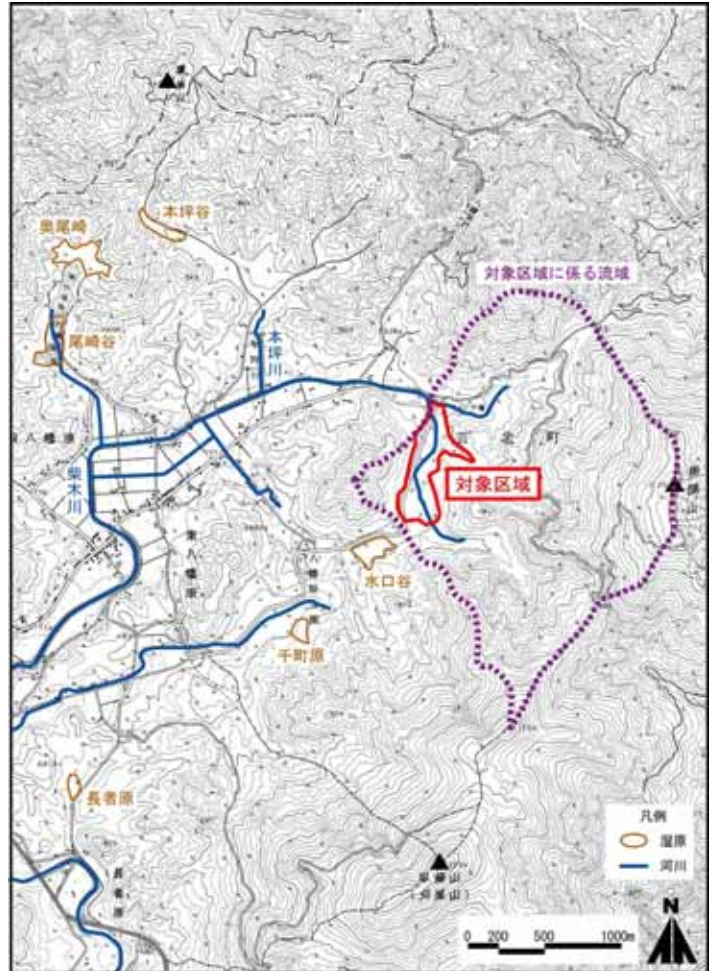
対象区域の湿潤化を図るため、堰上げ部分から水を誘導する導水路を設ける。

町道周辺水路の再整備

町道に沿った水路や横断溝を動物が移動可能な構造に再整備する。

立木の伐採

侵入している樹木や外来種の除去を行う。



対象区域及びその流域

3．自然環境の保全上の意義及び効果等

(1) 事業対象区域の周辺地域の自然環境との関係

事業対象区域を含む周辺地域は、湿原が多数分布し、ヌマガヤ - マアザミ群集に代表される中間湿原である。これらの湿原の中で事業対象区域の湿原は最上流に位置し、背後の流域（集水域）が広いという特徴がある。

(2) 自然環境の保全上の意義及び効果

事業実施により、多様な水環境の創出、水環境と森林・湿原・草地がまとまった動植物の新たな生育・生息環境の創出が期待される。

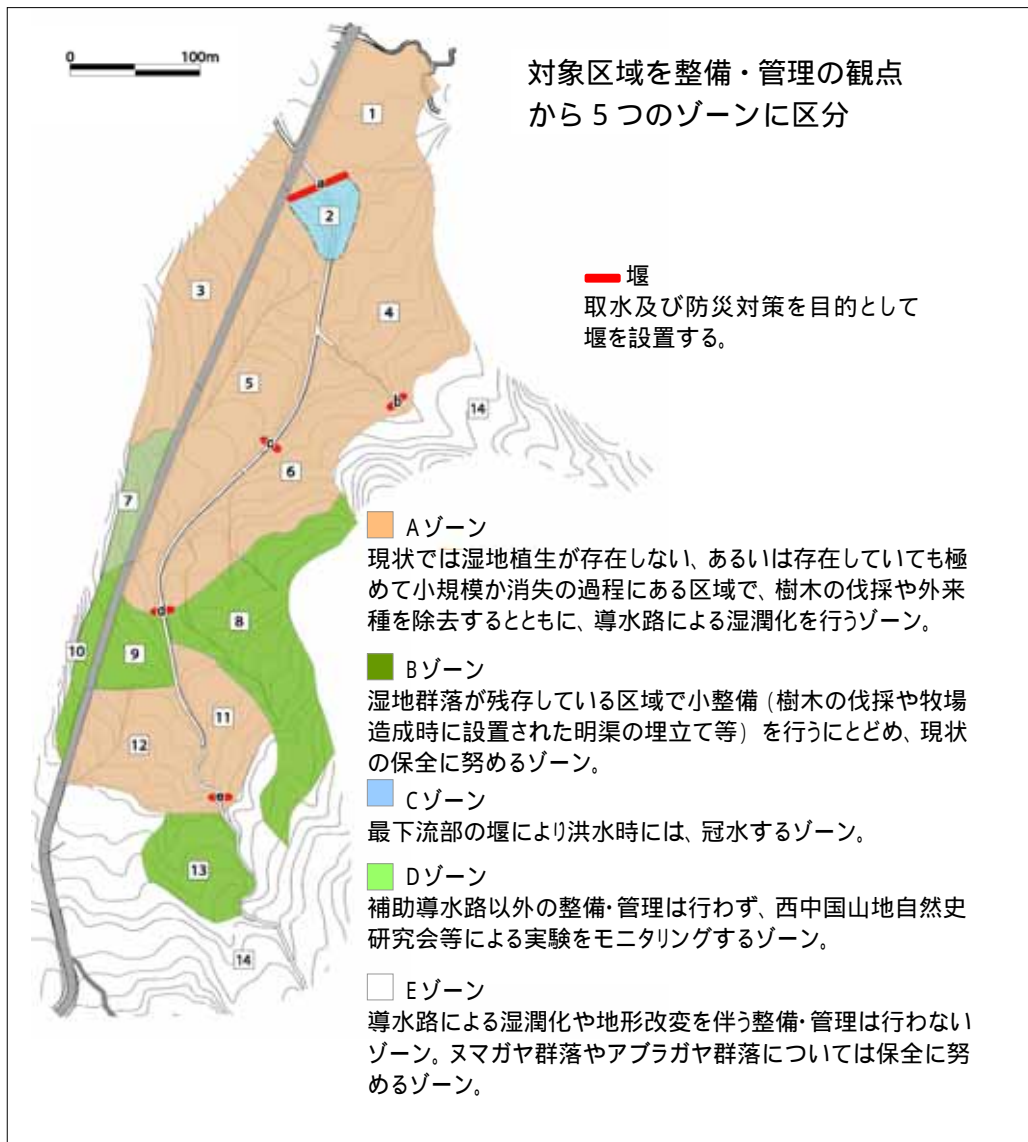
4．その他自然再生事業の実施に関し必要な事項

(1) モニタリングによる検証

湿地の再生状況を検証するため、水文調査（水位観測、流量観測）、生物調査（水生生物調査、両生類調査、鳥類調査）を協議会（専門家）及び関係機関等により継続して実施し、調査結果を解析することにより、整備方法や維持修繕方法を検討する。

(2) 順応的管理手法の適用

事業実施期間中は、水位や植生の変化についてモニタリング調査を行い、整備手法の効果と影響を検証しながら段階的に整備していくことを検討している。事業実施後も、継続してモニタリングを実施し、維持管理方法や改修方法を検討していく。



対象区域のゾーニング

上サロベツ自然再生全体構想

目標

上サロベツ湿原の再生

上サロベツ湿原の保全
(乾燥化防止)

ベンケ沼とその周辺の現状維持
(土砂流入防止・水質汚濁防止)

湿原植生の再生・創出
(泥炭採掘跡の再生)

湖沼群の水位低下の抑制
(生態系保持)

農業振興
(酪農経営の確立)

地域づくり
(自然・観光資源の活用)

取組み

高層湿原の乾燥化対策

湿原と隣接農地の共存に向けた検討

ササの侵入抑制対策

サロベツ川放水路南側の乾燥化対策

ベンケ沼の土砂流入対策

湿原や河川下流域に対する負荷軽減

泥炭採掘跡地等の再生

砂丘林帯湖沼郡の水位低下対策

サロベツブランドの確立

緩衝帯

沈砂池

上サロベツ自然再生事業 農業と湿原の共生に向けた 自然再生実施計画(緩衝帯・沈砂池)の概要

■ 実施主体

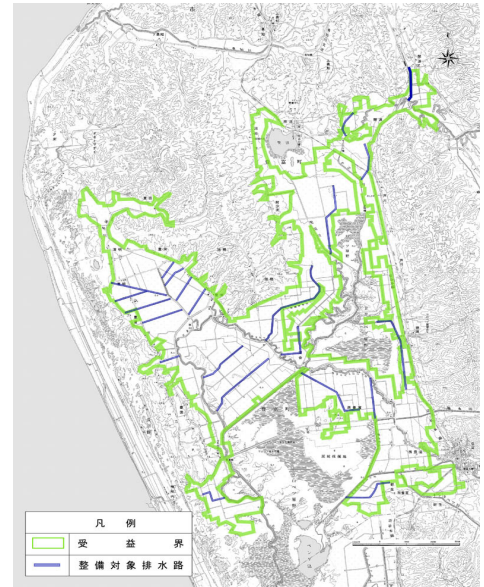
豊富町

サロベツ農事連絡会議

国土交通省北海道開発局稚内開発建設部

■ 自然再生事業の対象となる区域

豊富町のサロベツ川の上中流域に位置し、国営土地改良事業の実施を予定している区域。



【事業の対象区域】

■ 自然再生事業の実施内容

	緩 衝 帯	沈 砂 池
イメージ		
目標	農用地と湿原の隣接箇所において、農用地では適度の地下水位を保持し、 湿原地下水位は現状よりも低下させないこと を目標とする。	農用地及び農業用排水路からペンケ沼及びサロベツ川等への 土砂流出量の軽減を図る ことを目標とする。
実施計画	農用地と湿原が直接隣接する箇所の内、湿原の地下水位に影響をおよぼしていると推察される農用地側に緩衝帯を設定し、湿原の乾燥化を抑制する。	整備する農業用排水路に設置される沈砂池を適正に維持管理することで、農用地から河川に流出する土砂を軽減する。
モニタリング	緩衝帯整備前後の状況をモニタリングし、緩衝帯の状況を把握するとともに、地域住民を中心に緩衝帯用地の賢明な利用方法を検討する。農業生産基盤整備完了後は、整備中のモニタリングの結果を踏まえて、豊富町とサロベツ農事連絡会議が連携し実施可能なモニタリングを行う。	農業生産基盤整備実施中 については、稚内開発建設部と豊富町及びサロベツ農事連絡会議が 沈砂池設置前後のモニタリング を行い、沈砂池機能の効果を検証し、沈砂池の維持管理方法を検討する。 農業生産基盤整備完了後は、豊富町とサロベツ農事連絡会議が連携し実施可能なモニタリングを行う。

< 霞ヶ浦田村・沖宿・戸崎地区自然再生全体構想の概要 >

1. 自然再生の対象となる区域

霞ヶ浦（西浦）中岸の概ね西浦中岸 6.0km～9.5km の区間の湖岸域とする。関係する市町村は、土浦市、かすみがうら市の 2 市。

2. 自然再生の目標

かつての霞ヶ浦湾奥部の湖岸は、湿地や植生帯など多様な自然環境が見られたが、現状では、湖岸の自然環境や多様性は大きく損なわれている。このため、当協議会では、「生物の多様性」「湖岸景観」「人と湖のつながり」の 3 つの観点から「自然再生全体目標」及びそれを実現するための「個別目標」を設定し、自然再生の実現に取り組んでいくことにした。



自然再生の対象となる区域位置図

< 自然再生全体目標 >

この地域の特色と変遷を踏まえ、自然の力を借りながら変化に富む水辺空間を再生し、かつての霞ヶ浦に普通に見られた動植物を呼び戻し、憩いの場・環境教育の場として役立つこと、人と自然が共生していくことを願って、

「多様な動植物が生育・生息し、里と湖の接点を形成する湖岸帯の保全・再生を図る。」

< 個別目標 >

○ 湖岸環境の保全・再生

地域の特色と変遷を踏まえ、多様な生物の生育・生息する水辺を保全・再生する。

○ 人と湖のつながりの再生

霞ヶ浦を身近に感じられる水辺を再生するとともに、霞ヶ浦環境科学センターとも連携した、学習等の場として活用する。

○ 湖岸景観（場）の再生

心が癒され安らげる、湖岸景観を保全・再生する

3. 霞ヶ浦田村・沖宿・戸崎地区自然再生協議会構成員

○ 専門家 5 名

○ 公募委員 46 名（団体 15 団体、個人 31 名）

○ 地方公共団体 3 団体 13 名（茨城県・土浦市・かすみがうら市）

○ 関係行政機関 2 機関（水資源機構利根川下流総合管理所、国土交通省 霞ヶ浦河川事務所）

計 66 名 平成 19 年 1 月現在

<霞ヶ浦田村・沖宿・戸崎地区自然再生事業実施計画【A区間】の概要>

1.実施主体

国土交通省 霞ヶ浦河川事務所
(霞ヶ浦田村・沖宿・戸崎地区自然再生協議会)

2.自然再生の対象となる区域

国土交通省霞ヶ浦河川事務所が設置する浚渫土仮置きヤード跡を中心とするA区間(西浦中岸 5.9km～6.5km にわたる堤外地)

3.自然再生事業の実施内容

(1)事業の目的

当区間の大部分は、浚渫土仮置きヤードとして利用されてきたため、湖岸線は鋼矢板列により水域と陸域との連続性が遮断されていることから「水辺」構造が失われている。このような現状は、多様な動植物が生育生息する場としては好ましくない湖岸構造である。

そこで、当区間では、以下の目的のもと、事業を実施する。

陸と水とを遮断する矢板列の一部を切断して、湖と連続性を持つ水辺空間を再生する。

自然の力を借りながら、複雑な湖岸線を持つ浅水域を形成し、多様な動植物が棲む湖岸を再生する。

実施後の経過を追跡して、他区間の実施計画立案に資するための知見を得る。

霞ヶ浦において衰退が著しく、保全上重要な植物を維持できる場を再生する。

(2)事業内容及び期待される効果

○矢板列の一部切断 ～「湖岸環境の保全・再生」にむけて

- ・矢板を1m程度切断し、矢板切断部から陸岸へ湖水を流入させることにより、その後の自然の力と相まって、ワンド状の湖岸地形が形成される。
- ・水際にはマコモなどの抽水植生が、浅水域にはエビモなど沈水植生が繁茂する湖岸域となり、水生小昆虫の生活の場、フナ・コイ等の産卵の場となる。
- ・霞ヶ浦において衰退が著しく、保全上重要な植物が恒常的に生育できる場が形成される。

○ワンド状の浅水域の造成 ～「湖岸景観(場)の再生」にむけて

- ・新たに形成されるワンド状の浅水域のほか、既存のヤナギ林、堤外湿地と周辺の開水面があいまって、まとまりのある湖岸景観を形成する。

○観察路の設置 ～「人と湖のつながりの再生」にむけて

- ・ヤナギ林・浅水域・堤外湿地をつなぐ観察路の周囲が、水辺に近づく環境学習の場、散策や写生の場として利用される。



自然再生の対象となる区域位置図

<野川第一・第二調節池地区自然再生全体構想の概要>

1. 自然再生の対象となる区域

本事業の対象となる地区は、東京都小金井市に位置する「野川第一調節池」「野川第二調節池」「野川（小金井新橋～二枚橋）」とする。

ただし、自然再生を行うために必要となる資源（水）が事業対象地区だけでは十分に確保できないことや自然環境の連続性を検討する必要があることから、対象地と関わりの深い、「はけの森」「武蔵野公園」「過去に対象地の水田へ供給していた湧水・用水路等」を関連する地区として設ける。

2. 自然再生の目標

事業対象地にかつてあった水のある豊かな自然環境を再生する。

目指すイメージ

いろいろな水環境が連続し、ホトケドジョウをはじめとする魚類や水生昆虫の生息、ミクリ、カントウヨメナといった多様な植物が繁茂する場。それらの生きものとのふれあい、生きものを通した人々のふれあいの場を再生・整備していく。

規範とする時代

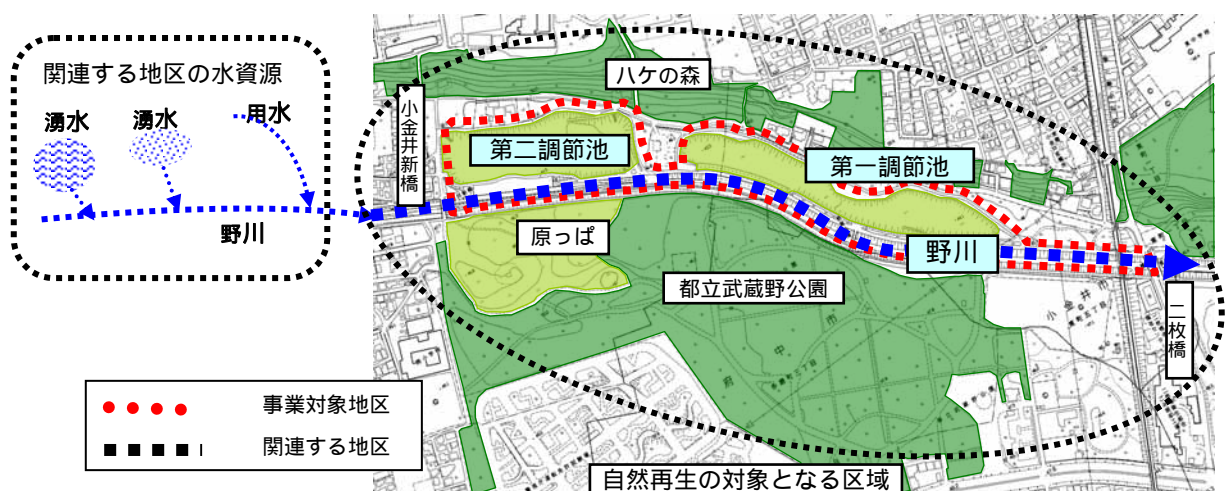
昭和 30 年代前半、事業対象地区に存在した「水のある農の風景」を規範とする。

自然再生の方向

取り戻すのは当時の風景そのものではなく、往時の風景が持っていた水を中心とした環境システムを再生していく。また、その環境システムを形成していた自然と人の関わりを現在的意義の中で再生・整備していく。

3. 野川第一・第二調節池地区自然再生協議会構成員（平成 19 年 3 月現在）

個人	30 名	団体	19 団体	
学識経験者	2 名	関係行政機関	7 機関	計 58 名



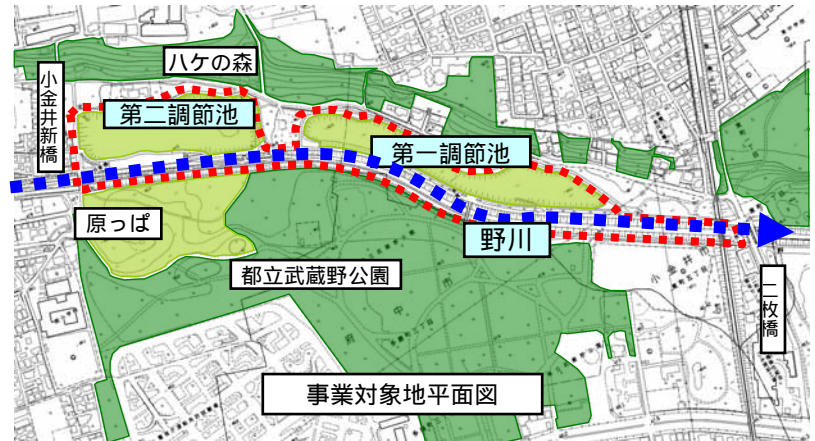
< 野川第一・第二調節池地区自然再生実施計画書の概要 >

1. 実施主体

東京都建設局北多摩南部建設事務所

2. 自然再生の対象となる区域

東京都小金井市に位置する、「野川第一調節池」「野川第二調節池」「野川（小金井新橋～二枚橋）」とする。



3. 自然再生事業の実施内容

(1) 再生の目標

水のある自然環境の再生
自然のふれあい利用
市民参加による整備・維持管理

(2) 事業実施計画

水環境システムの再生・整備

対象地の水資源を有効に活用して、多様な水環境を再生・整備する。第一調節池に田んぼ、湿地を整備するとともに、ため池を整備し、野川からの導水を行う。さらに、雨水貯留、湧水の活用など行い、貯留・利用のシステムを構築する。

生物の多様性、生息環境の連続性確保

水環境を充実させることにより、樹林帯 - 草地帯 - 湿地帯といった相互のネットワーク基盤を確保する。野川の河床に瀬、淵を形成するとともに、越流堤は植生が連続するよう構造形態を改善する。野川第二調節池は植生復元を観察し、適正な草地化を行う。

(3) その他

事業実施による効果

事業実施により、対象地が流域及び周辺地域のビオトープネットワークの拠点となり、生物多様性の向上に寄与する。

ふれあい活動

自然と人のふれあい、くつろぎの場等の利用、環境学習への展開を図るため、環境学習プログラムの整備、市民団体と連携した自然観察会や環境活動の実施、自然環境に関する情報の共有、公開を進める。

モニタリング

維持管理計画や次の段階の整備に反映させるため、整備前・中・後においてモニタリングを実施する。「生物の生息状況」「生息環境のための水量や水質」「認知度や保全意識、ふれあい活動」の項目について、行政機関や管理運営団体が各々の特性を活かして実施し、相互に情報交換を行う。

維持管理

維持管理やモニタリングを行う団体として、協議会委員や新たな市民、市民団体等の参加者を加えて、管理運営団体を組織する。自然再生協議会、行政機関と協議を行いながら役割を分担して維持管理していく。